

中近世移行期の東海道 —三河国御油・赤坂に着目して—

橋 敏 夫

はじめに

応仁2年(1468)に記録された『経覚私要鈔』のなかに「自京都至鎌倉宿次第」と題する書上があり、中世の宿駅を示している。三河国については、「八橋二里・三河国 矢波木^(二)里 作岡五十丁 山中五十丁 赤坂二里 渡津一里 今橋五六里」の6か宿がみえる⁽¹⁾。このなかで赤坂だけが同一呼称のまま、徳川家康から東海道の宿として指定された。その根拠となる慶長6年(1601)正月の伝馬掟朱印状では「赤坂 五位」と宛所が並記されている⁽²⁾。このような例は他になく、現存する伝馬掟朱印状のなかでは唯一である。

もう一方の五位(以後、御油に統一)は、江戸時代の街道呼称でいえば東海道と本坂通の分岐・合流点に位置した。それ以前の戦国時代においては、今川氏と松平氏とが軍勢を移動する際の通過地であった。

大久保忠教『三河物語』によれば、永正5年(1508)10月に駿河・遠江の戦国大名今川氏親の名代として北条早雲が三河に攻め上った際には、

爰に伊豆之相〔早〕雲、新九郎タリシ時に、駿河之国今河^(氏親)殿の明〔名〕代トシテ、駿河・遠江・東三河三ヶ国之勢ヲ促シテ、一万余にて西三河エ出る。新九郎ハ、吉田に付〔着〕、先手ハ下地之御位・小坂

井に陣ヲ取。明ければ、御油・赤坂・長沢・山中・藤河ヲ打過て、庄田に本陣を取バ、大平河ヲ前にアテ、岡・大平に陣ヲ取(下略)

とある⁽³⁾。また三河岡崎城主の松平清康が東三河に勢力を持つ牧野信成を享禄2年(1529)5月に攻めた際には、

扱又、東三河ヲバ、牧野^(信成)ガ持。清康、東三河エ御働トテ段々に備エ、岡崎ヲ打出サセ給ひて押ラレ給ふ。岡崎ヲ立て赤坂に御陣ヲ取セ給エバ、先手は御油・国府に陣ヲ取。明ケレバ、赤坂ヲ打立たせ給ひて、小坂井に御旗ガ立。先手ハ押ヲロシテ、下地ノ御位ヲ放火スル(下略)

とある⁽⁴⁾。清康が行軍の途中、赤坂に本陣を構えたのは、同地の宿駅としての機能に着目したからであろう。

天文17年(1548)3月の小豆坂の戦いにおいて、今川義元の軍師である太原崇孚が浜名湖上を通過する今切渡船と湖北側の山道を利用する本坂越とで軍勢を移動した際には、

(前略)林西〔臨濟〕寺之説〔雪〕斎長老に各々ヲ仰付て、駿河・遠江・東三河三ヶ国之人数ヲ催て家〔加〕勢有。説〔雪〕斎、駿府ヲ立て藤枝に付〔着〕。明ケレバ、藤枝ヲ立出、大井河・小夜ノ山ヲ打越、懸河に陣ヲ取。明ケレバ懸河ヲ打立て、福路居〔袋井〕・見付・天竜河ヲ打越、其日ハ引間に陣ヲ取。明ケレバ引間ヲ立

出て、両手に分ケテ、今切ト本坂ヲ超テ、吉田に陣ヲ取。吉田ヲ立出、下地之御立〔位〕・小坂井・御油・赤坂ヲ打過テ、早、山中・藤河に陣ヲ取ケリ

とある⁽⁵⁾。

軍勢が増加すれば、その効率的な移動のために行程の複線化が必要で、合流地としての御油の地政学上の重要度も高まったであろう。

御油に対し、今川義元は5か条の議定を天文23年に発給し、永禄元年(1558)8月にはその内容が守られていない、として重ねて判物を出した。この両者につき、児玉幸多氏は、天文23年の議定と永禄元年の判物は同一内容とした。そして駿河国丸子宿の伝馬が公方荷を無賃、それ以外を1里10銭としていることに対し、御油宿が公方荷・急用荷ともに1里10銭としているのは、三河を領国としたばかりの今川氏が懐柔策を採用したからだ、と指摘した⁽⁶⁾。

これに対し、有光友學氏は、天文23年の議定と永禄元年の判物は別内容とした。そして三河平定・尾張侵攻の過程で確立した今川氏の伝馬制度のもと、御油宿に対して天文23年の議定では公方荷を無賃としたが、永禄元年の判物で有賃に改めたのは、今川義元が永禄3年まで三河守護に補任されていなかったからで、守護公権を背景としない政策が伝馬従事者から忌避された結果である、と指摘した⁽⁷⁾。

その後、本多隆成氏が、今川氏の伝馬制度の確立過程に対する有光氏の指摘は妥当であるが、東国の戦国大名にとり守護職と伝馬制度は関係がなく、天文23年の議定と永禄元年の判物は同一内容であるとした。そして御油宿において公方荷を有賃としたのは、宿駅の負担を避けるという優遇措置で、新領国三河の今川領国化の促進が目的であった、と指摘した⁽⁸⁾。

小稿は、上記の研究史を参考に今川氏の軍

事行動や領国支配、特に「かな目録追加」と「訴訟条目」との関係、判物の宛所となった御油の林二郎兵衛と同地の立地等、様々な角度から、御油の宿立、すなわち今川氏による宿の公認、について検討することにした。

1 天文19年の軍事行動と御油の林二郎兵衛

(1) 今川義元の尾張進攻

天文19年(1550)8月、今川義元は尾張国愛知郡と知多郡で、大規模な軍事行動を展開した。その様子について『定光寺年代記』は、「尾州錯乱八月駿州義元五万騎ニテ智多郡へ出陣、同雪月帰陣」と記し、越中国菩提心院日覚の越後国本成寺宛書状のなかには「駿河・遠江・三州已上六万計にて彈正忠ニ向寄来候へ共、国堺に相支候て、于今那古野近辺迄も人数ハ不見之由候、果而如何々々」とある⁽⁹⁾。

この出陣の際、今川氏にしたがう葛山氏元は駿河国駿東郡神山宿に対し、伝馬を命じた。永禄5年(1562)7月26日に氏元が神山宿中・伝馬屋敷者に発給した朱印状のなかに「神山陣伝馬之事、自苜屋・笠寺陣之時相定之処」とある⁽¹⁰⁾。さらに同年8月5日、氏元が神山代官の名主武藤新左衛門に発給した朱印状によれば、伝馬は「苜屋・笠寺出陣之時如相定」く、伝馬屋敷7間と散在の者が「府中・小田原、其外近辺所用之儀」を半役宛つとめるように再確認された⁽¹¹⁾。

ここでは天文19年の尾張出陣が三河国「苜屋」・尾張国「笠寺陣」と記載されているが、同年8月20日に氏元が軍資金の支給を植松藤太郎に伝えた朱印状には「今度尾州へ出陣ニ、具足・馬以下嗜之間、自当年千疋充可遣之、弥成其嗜可走廻者也」とある⁽¹²⁾。したがって「尾州へ出陣」と「苜屋・笠寺陣」は、同義である。

今川氏の軍事行動は9月にはいと本格化した⁽¹³⁾。すなわち、同月16日に牧野保成の

三河長沢城を接収するとともに、義元は同月17日に尾張国山田郡の白坂雲興寺に対し、「軍勢甲乙人等、濫妨狼藉堅停止」する禁制を与え、さらに同月27日には、進攻の成功を期待して伊勢御師の亀田大夫に立願料を三河国碧海郡の「於重原料之内百貫文、為新寄進」奉納した⁽¹³⁾。

天文19年12月朔日、今川義元は丹羽隼人佑に対し、尾張国愛知郡沓掛村等を還付し、同国知多郡横根村・愛知郡大脇村を安堵した⁽¹⁴⁾。

沓懸・高大根・部田村之事

右、去六月福谷在城以来、別令馳走之間、令還附之畢、

前々売地等之事、今度一変之上者、只今不及其沙汰、可令所務之、并近藤右京亮相拘名職、自然彼者雖属味方、為本地之条、令散田一円可収務之、横根・大脇之事、是又数年令知行之上者、領掌不可有相違、弥可抽奉公者也、仍如件、

天文十九

十二月朔日

(今川義元)
治部大輔(花押)
丹羽隼人佑殿

これは進攻が一定の戦果をあげた結果であろうが、勢力の定着までには至らなかったようで、今川義元と織田信秀との間で和睦が交渉された。天文20年12月5日、今川義元は織田方の愛知郡鳴海城主の山口教継を説得するように、三河国碧海郡明眼寺と阿部与五左衛門に依頼した⁽¹⁵⁾。

今度山口左馬助別可馳走之由祝着候、雖然織備懇望子細候之間、苟屋令赦免候、此上味方筋之無事、無異儀山左申調候様、兩人可令異異候、謹言、

(天文二十年)
十二月五日

義元(花押)

明眼寺

阿部与五左衛門殿

山口教継は、『信長公記』のなかで「武篇者才覚の仁」と評された人物で⁽¹⁶⁾、織田信秀の死後は今川方に属した。

(2) 御油の林二郎兵衛

尾張進攻が収束に近づいた天文19年11月25日、三河国宝飯郡御油の林二郎兵衛は、今川義元から屋敷3間分について棟別役以下の諸役を免許されるとともに、今後の神忠を命ぜられた⁽¹⁷⁾。

参河国八幡惣社領之内屋敷三間分家数之事

右、棟別并人足・酒役・諸商買以下免許之、弥可抽神忠者也、仍如件、

天文十九

十一月廿五日

治部大輔(花押)

林二郎兵衛殿

八幡総社は、東海道と本坂通の合流点近くに立地して、後者が境内地の背後を走る。東隣に三河国序跡といわれる曹源寺、西隣に中世には宿駅だったと推測される上宿という集落がある。

林二郎兵衛は新領主である今川義元に対し、積極的に行動して免許状を与えられるきっかけをつかんだのであろう。「人足・酒役・諸商買」という語句から、輸送手段を有していたことは確実で、こうした点が注目されたのであろう。

林は、天文22年2月10日に宝飯郡財賀寺の阿弥陀如来像の光背を寄進した⁽¹⁸⁾。寄進という行為は財力、大檀那は社会的地位を示す一例である。

座光大檀那御油林次郎兵衛

天文廿二年癸丑二月十日吉家敬白

願主不動坊

永禄3年(1560)12月22日、今川氏真が天文19年12月の義元判物を再確認した際には、宛所が「林次郎兵衛とのへ」となっているから⁽¹⁹⁾、林二郎兵衛と林次郎兵衛は同一人物であろう。『新訂 三河国宝飯郡誌』によれば、御油の後背地に所在した御油城主の稲石五郎蔵光朝は、永享年中(1429～40)に紀伊国本宮から三河国宝飯郡西郡蒲形に移り、文安元年(1444)から同城に居住した。

その子孫の林孫八郎光衡は今川義元の旗本で、林次郎兵衛光清なる子がいた、という⁽²⁰⁾。この記述については信憑性に疑問が残るが、参考とする価値があるろう。

2 天文23年の議定と 今川氏の伝馬制度

御油の林二郎兵衛は今川義元から「当宿伝馬之儀、天文廿三年仁以判形五箇条議定」を与えられたが、永禄元年8月の判物発給の際に証拠として提出、あるいは再交付にともない回収されたかしたようである。しかし議定により、今川氏のもとで御油が宿立、すなわち宿として公認されたことは確実であろう。

御油宿が組み込まれた今川氏の伝馬制度を、山科言継が弘治3年(1557)に駿府から帰洛する際の手続きと伝馬手形から復元すると次のようになる。この道中で、言継自身は今川氏重臣から提供された馬に乗り、伝馬9～10疋を使用した⁽²¹⁾。

山科言継は旅の用意として伝馬手形の発給を弘治2年12月から今川氏の重臣に依頼した。雑掌の沢路隼人佑を12月2日「飯尾長門守所へ遣、伝馬之事申、以定日過書可調与之由返答」を得、同月4日には「飯尾長門守所へ伝馬之数之事、以隼人佑申遣」した。さらに翌3年2月23日にも「朝比奈備中守に上洛路次三ヶ国之送伝馬以下之事同申遣」している。

発給を依頼された飯尾長門守・朝比奈備中守が、伝馬手形では奉者として現れるのであろう。この奉者に関しては、弘治2年12月が飯尾、同3年2月が朝比奈ということから、月番制の可能性もある。さらに「三ヶ国之送伝馬」という表現は、今川氏の伝馬手形が宛所を「駿・遠・参宿々中」としていることの反映である。

伝馬手形の例として、永禄3年(1560)4月に伊勢外宮の権禰宜である足代玄蕃に発給

した次の一通を取り上げる⁽²²⁾。

□(今川家八角朱印、印文「調」)
伝馬疋疋無相違可出之者也、仍如件、
永禄参年

四月八日 足代玄番ニ

被下之
(親徳)
朝比奈丹波守
奉之

駿・遠・参宿々中

八角朱印の印文「調」については「ととのえる」の意味があると、下山治久氏が指摘している⁽²³⁾。

さて弘治3年(1557)3月7日、翌日の掛川出立に備えて言継が「伝馬送等之事申遣之処(朝比奈筑後守・中田十郎右衛門)乍両人留守云々、從筑州使有之、明日者伝馬指合之間可延引之由」を伝えられた。言継は掛川から伝馬10疋を使用しているから、これが用意できない理由かもしれないが、場合によっては必ずしも「ととのえる」ことができない現実があったのであろう。

御油を通過する前後の状況につき、三河国吉田以降の記述を取り上げる。言継には岡崎まで朝比奈備中守の指示により同宗右衛門が同道し、引馬の飯尾善四郎は岡崎に出向いて城番をつとめていた。

(弘治三年三月)

十二日(中略)朝飧以後立吉田、過三里五位里、又自是山中・長沢、過二里余山中郷、又過二里余着岡崎西三川、及黄昏、今朝朝比奈宗右衛門に薰物三貝、筆一対遣之、今晚落付晩飧、自城飯尾善四郎申付云々、

十三日(中略)

十四日(中略)立岡崎過六七町、矢はき川舟にて渡る、過三里荒川傍吉良、又過一里渡入海、舟着鷺塚一向宗、次又過一里着大浜宿了、自引馬善四郎予乗馬來、自入海のきは返了、口付に十疋遣之、同伝馬從岡崎九疋出之、自鷺塚一里三分駄ちん也、自此所一里半海上賊難有之由申

候間、向地水野山城守内ならわの里蜷川十郎右兵衛所へ、遠州神宮寺より案内者宗全、夜舟にて遣之、迎之事申候了、

行程は、吉田一御油一山中一長沢一岡崎を辿り、赤坂は通過した記述さえない。御油が公認の宿駅であり、しかも今川氏の家臣が同道しているからであろう。岡崎から川船で矢作川を下り、鷲塚から大浜までは飯尾が用意した馬に乗り、岡崎からやってきた伝馬9疋を使用して荷物を運んだ。大浜で伝馬を返す際には馬方に銭10疋を渡し、駄賃銭を支払った。大浜からは衣ヶ浦を舟で渡り、知多郡成岩に向かったのである。

岡崎から矢作川を下ったのは、法華門徒の大村家盛が天文22年3月に記した『参詣道中日記』にみえるように「三河・尾張取相」という今川氏と織田氏の軍事的緊張が背景にあったからであろう⁽²⁴⁾。

3 永禄元年の今川義元判物と 「かな目録追加」・「訴訟条目」

(1) 今川義元判物の検討

天文19年(1550)の尾張進攻後、今川義元は三河の領国化に専念したようで、軍事行動は相対的に沈静化していたようである。しかし天文21年3月に織田信秀が死去したことから、情勢は流動化した。『定光寺年代記』には、天文21年9月「駿州義元八事マテ出陣」とあり⁽²⁵⁾、さらに『関八州古戦録』によれば、義元は同23年3月に「尾州ノ敵蜂起シテ三州ノ地エ押入」った⁽²⁶⁾。この頃、愛知郡鳴海城主の山口教継が今川方につき、国境地帯の軍事的均衡が崩れた。『信長公記』によれば、一山口左馬助・同九郎二郎父子に、信長公の御父織田備後守累年御目を懸けられ鳴海在城。不慮に御遷化候へば、程なく御厚恩を忘れ、信長公へ敵対を含み、今川義元へ忠節として居城鳴海へ引入れ、智多郡御手に属す。其上愛智郡へ推入り、笠寺と云ふ所要害を構へ、岡部五郎兵衛・

かつら山・浅井小四郎・飯尾豊前・三浦左馬助在城。(後略)

とある⁽²⁷⁾。

織田信長が弘治元年(1555)2月5日に山口に同心した者の所領を没収しているから⁽²⁸⁾、山口の変心は、これ以前のことであろう。笠寺の要害については、次のような今川義元の書状が存在する⁽²⁹⁾。

去晦之状令披見候、廿八日之夜、織^(織田信長)弾人数令夜込候処ニ、早々被追払、首少々討取候由、神妙候、猶々堅固ニ可被相守也、謹言、

永禄元年

三月三日

義元(花押)

浅井小四郎殿

飯尾豊前守殿

三浦左馬助殿

葛山播磨守殿

笠寺城中

いずれにしても事態は急迫し、通信・物資移動の増加を招来したことであろう。すなわち、緊急性の高い伝馬使用の現出である。

永禄元年(1558)8月16日、御油の林二郎兵衛は同宿の伝馬につき、天文23年(1554)に規定された1里10銭が不履行であることを申告し、再度の議定を今川義元から与えられた⁽³⁰⁾。

(花押)「今川義元」

当宿伝馬之儀、天文廿三年仁以判形五箇条議定之処、一里十銭不及沙汰之由申条、重相定条々、

一雖為如何様之公方用并境目急用、一里十銭於不沙汰者、不可出伝馬事、

一毎日五疋之外者、可為一里十五銭事、

一号此一返奉行人雖令副状、可取一里十銭事、

付一里十銭依不沙汰伝馬不立之上、

荷物打付雖令通過不可許容、縦荷物雖失之、不可為町人之誤事、

右条々、如先判不可有相違、若於有違背輩者、注進交名者也、仍如件、

永禄元戊午

八月十六日

御油

二郎兵衛尉

特に問題なのは「号此一返」、すなわち今回だけを特例として無賃を要求する副状を奉行人が発給したことである。そのため、駄賃不払いの伝馬は拒否するように命じ、それでも強引に使用した場合の過失は不問に付す。これらの箇条は天文23年の議定と同内容であるので、違反者を注進するように求めている。したがって、天文23年の議定と永禄元年の判物が同一内容であることは間違いないところである。

永禄3年4月24日の「丸子宿伝馬之事」によれば、「公方荷物之事者、除壹里拾銭、其外之伝馬壹里拾銭可取之旨」が「先年相定」められていたが、次第に無賃使用が横行して宿の退転が危惧される事態に至った。以後は公方荷の伝馬手形の場合、今川家の朱印と三浦内匠助の加判がある場合に限り無賃にする、とした⁽³¹⁾。桶狭間の戦いの直前で、伝馬使用が増大したことをうけての再確認であろう。

御油に対し、今川氏の奉行人は丸子宿のような公方荷の無賃を適用しようとしたが、これを否定されたのである。

(2) 「かな目録追加」・「訴訟条目」との関連

今川義元は、三河領国化に応じ、天文22年2月26日に「かな目録追加」を制定し、併せて施行細則というべき「訴訟条目」を定めた。後者の第1条には評定の沙汰日が記されている⁽³²⁾。

一毎月評定六ヶ日。二日、六日、十一日者、駿・遠両国之公事を沙汰すべし。十六日、廿一日、廿六日は、三州之公事を沙汰すべし。但、半年は三州在国すべきの間、彼国にをひて、諸公事裁断すべし。雖然急用のため、三日相定の日、宿老并奉行人数、巳之時よりあつまり、申刻まで、諸公事儀定、披露怠慢せしむべからず。

此六ヶ日之外、訴訟・公事・急用之注進等は、夜中を論ぜず、可令披露也。

御油に対する永禄元年判物の日付は「三州之公事を沙汰」する16日であり、「訴訟条目」が内容通り運用されている一例である。これまで当該日に発給されている判物が少ないことを指摘する意見が大勢のようであるが⁽³³⁾、評定日にこだわりすぎると、次に示す三河国額田郡桜井寺に対し、同国牛久保領中の白山先達職を安堵した弘治3年(1557)2月6日付今川義元判物の理解が不十分になるであろう⁽³⁴⁾。

白山先達之事

一参河国牛久保領中在々所々、自前々引來白山先達、十ヶ年已來財賀寺申掠、奪取之条、去年十二月二日、双方遂裁断之処、桜井寺申様無余儀段、於牛久保朝比奈撰津守・伊東左近将監・長谷川源左衛門尉等聞届付、桜井寺道理上者、於向後財賀寺競望堅所令停止之也、(中略)

右条々永領掌了、若於有横妨之輩者、注進之上可加下知者也、仍如件、

弘治参年

二月六日

治部大輔(花押)

桜井寺

審理の過程は日付こそ「駿・遠両国之公事を沙汰」するものとなっているが、手続きの流れは訴訟条目の内容に準拠している。すなわち、弘治2年12月2日に牛久保城において奉行人である朝比奈撰津守、吉田城番伊東元実、長谷川以長が審理し、その結果を翌3年2月6日に通知した、というものである。

次に、寄親等の取次を通す手段を持たない「たよりなき者」の訴訟手続きを規定した第2条は、林二郎兵衛の行動の指針となったであろう。

一たよりなき者訴訟のため、目安之箱、毎日門之番所に置置上は、たしかに箱に入れて、毎月六度之評定にこれをひらき、名を沙汰し定べき也。(後略)

目安箱を毎日、城門の番所に設置したのは、今川氏の民心掌握のためのいわばポーズであろうが、領国支配の安定には必要なことであつた。さらに、「かな目録追加」の第19条に照らせば、林二郎兵衛が天文23年の議定が守られていないことを訴える行為は、今川氏にとっては「忠節」と評価できるものであつたらう。

一諸事法度を定、申付と云共、各用捨あるゆへ、事を主になり申出者なきは、各の私曲也。制法にをいては、親疎を不論、訴申事忠節也。自今以後、用捨をかへり見ず申出に付ては、可加扶助也。

「かな目録追加」と「訴訟条目」の内容が、どの程度まで周知されていたかは明確ではないが、視覚として確認できる目安箱は、関心を呼ぶ契機になつたであらう。

おわりに

永禄3年(1560)5月の桶狭間の戦いで今川義元が敗死すると、戦国大名としての今川氏の命運は尽き、松平元康(以下、徳川家康)が独立を目指し、織田信長との同盟のもと、まず三河・遠江両国を手中にし、さらに五か国領有時代に至る。渡辺和敏氏は、同時期の徳川氏の伝馬制度は、今川氏のそれを基本的には踏襲しながら、武田・後北条氏のものを取り入れて制度が整備された、と指摘している⁽³⁵⁾。踏襲したことが特徴的にあらわれるのは、天正10年(1582)4月29日付の伝馬手形のように宛所が「遠・三宿中」となっているものがあることである⁽³⁶⁾。したがって、御油の地位も今川領国時代のままだつたことだろう。

天正10年(1582)4月17・18日、武田攻めの勝利後、織田信長が東海道を凱旋した。『信長公記』によれば、御油を通過した際の様子には次の通りであつた⁽³⁷⁾。

(天正十年)四月十七日、浜松払暁に出

でさせられ、今切の渡り、御座船飾り、御舟の内にて一献進上申さるゝ。(中略)しほみ坂に御茶屋・御厩立置き、夫々の御普請候て、一献進上候なり。晩に及び雨降り吉田に御泊り。

四月十八日、吉田川乗りこさせられ、五位にて御茶屋美々敷立置かれ、面入口に結構に橋を懸けさせ、御風呂新敷立てられ、珍物を調へ一献進上。大形ならぬ御馳走なり。本坂・長沢皆道山中にて惣別石高なり。今度金棒を持って岩をつき碎かせ、石を取退け、平らに申し付けられ、爰に山中の宝蔵寺、御茶屋、面に結構に構へて、寺僧・喝食・老若罷出で、御礼申さるる。(後略)

信長は、浜松を出兵して今切渡船で浜名湖を通過して潮見坂に至り、吉田に宿泊した。その翌日、御油を通過した際の接待は、潮見坂同様に茶屋を建てたが、御油の場合は茶屋の造作は「美々敷」く、入口に橋を架け、風呂屋を新築した。さらに、珍しい器物を揃えて「大形ならぬ御馳走」であつた、とある。これに対し、赤坂については地名としても登場せず、道路整備の記述の次には山中村の法蔵寺で休憩したことが続く。

今川領国下における天文23年の議定による宿立と、永禄元年の判物によるその再確認は、御油の宿駅としての地位を確固たるものとした。そして、それは今川氏の伝馬制度を踏襲した徳川氏にも継承された。そのひとつのあらわれが、織田信長に対する御油における接待であつた。

このような一連の動きの背景には、天文19年の諸役免許で今川氏との間で関係を築いた林二郎兵衛の存在があつた。ここでは試論として「かな目録追加」と「訴訟条目」との関連に踏み込んで、林二郎兵衛の積極性を認定する立場を採用した。これについては今後の批判を期待したい。

御油の地位向上に比べ、赤坂の宿駅として

の地位は低下した。宿駅としての機能を喪失した訳ではないが、今川氏公認の宿駅とみなされなかったことが原因であった。赤坂が宿駅として生き残るためには、新領主の登場を待つ以外に方法はない。

天正 18 年 8 月、徳川家康は関東に領地替えとなり、三河国吉田城主には豊臣大名の池田照政が入った。池田は、10 月 18 日に家臣に対する知行安堵状を発給し⁽³⁸⁾、翌 19 年 6 月に赤坂に対して伝馬 46 疋を命じた⁽³⁹⁾。

当町伝馬儀如先々申付上者、不可有相違候、馬数四拾六疋毎日可出、但印判之外於申懸者、其者留置可申来者也、

天正十九年

六月 日

照政(花押)

參州

赤坂町中

新来の領主である池田照政が「如先々」く、伝馬を命ずるためには、赤坂側の誘導があったであろう。これに対し、御油には伝馬を命ずる等の政策を採っていない。領主の交代を機に赤坂は公認の宿駅としての立場を確保したのである。

註

- (1)『愛知県史』資料編 9、中世 2 (愛知県、2005 年) 2286 号。ルビは省略した (以下、同様)。
- (2)近藤恒次編『東海道御油・赤坂宿交通史料』〔国書刊行会、1980 年〕4 頁。
- (3)『三河物語 葉隠』日本思想大系 26〔岩波書店、岩波書店〕22～23 頁。一部の漢字につき校訂により表記を改めた。なお、『三河物語』で「下地之五位」とあるのは、三河国宝飯郡下五井村のことである。
- (4)同上、35 頁。
- (5)同上、67 頁。
- (6)児玉幸多『近世宿駅制度の研究』増訂版 (吉川弘文館、1965 年) 41～42 頁。
- (7)有光友學『戦国大名今川氏の研究』(吉川弘文館、1994 年) 332～333 頁。
- (8)本多隆成『近世の東海道』(清文堂出版、2014 年) 32～35 頁。
- (9)『愛知県史』資料編 10、中世 3 (愛知県、2009 年) 1753・1754 号。
- (10)『裾野市史』第 2 巻資料編古代・中世 (裾野市、1990 年) 578 号。史料写真を掲載している同書からの引用を優先した。
- (11)同上、579 号。
- (12)前掲註(9)『愛知県史』資料編 10、1740 号。
- (13)同上、1743・1745・1746 号。
- (14)『愛知県史』資料編 14、中世・織豊 (愛知県、2014 年) 179 号。
- (15)前掲註(9)『愛知県史』資料編 10、1809 号。
- (16)奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川文庫、1969 年) 48 頁。
- (17)前掲註(9)『愛知県史』資料編 10、1767 号。
- (18)同上、1861 号。
- (19)『愛知県史』資料編 11、織豊 1 (愛知県、2003 年) 49 号。
- (20)早川彦右衛門『新訂 宝飯郡誌』〔愛知県宝飯地方史編纂委員会、1960 年〕12～13 頁。
- (21)『言継卿記』第 3 〔国書刊行会、大正 3 年 12 月〕270～271 頁。以下の引用は 245・264・269・270～271 頁。引用に当たり字体を改めたものがある。
- (22)前掲註(20)『愛知県史』資料編 11、6 号。
- (23)下山治久「後北条氏の伝馬制度」(『後北条氏の研究』戦国大名論集 8〔吉川弘文館、1983 年〕365 頁)。
- (24)前掲註(9)『愛知県史』資料編 10、1865 号。
- (25)同上、1823 号。
- (26)前掲註(10)『裾野市史』第 2 巻、531 号。
- (27)前掲註(16)『信長公記』56 頁。
- (28)前掲註(9)『愛知県史』資料編 10、1960 号。
- (29)前掲註(10)『裾野市史』第 2 巻 548 号。
- (30)前掲註(9)『愛知県史』資料編 10、2120 号。
- (31)『静岡県史』資料編 7 中世 3 (静岡県、1994 年) 2743 号。
- (32)「かな目録追加」と「訴訟条目」については、『中世政治社会思想』上、日本思想大系 21〔岩波書

店、1975年] 204・206頁。引用に際し、ルビ・返り点等を省略した。なお、後者は「定」という表題を有するが、「訴訟条目」が通用し、周知されているので、これを採用した。

- (33)『新編 岡崎市史』中世2（新編岡崎市史編さん委員会、1989年）752～753頁。
- (34)前掲註(9)『愛知県史』資料編10、2046号。伊東元実が吉田城番だったことについては、同書2030・2067・2293号。
- (35)渡辺和敏『近世交通制度の研究』〔平成3年5月、吉川弘文館〕160頁。
- (36)前掲註(20)『愛知県史』資料編11、1509号。
- (37)前掲註(16)『信長公記』408～409頁。
- (38)『新編 豊川市史』通史編原始・古代・中世（豊川市、2011年）562～563頁。
- (39)『愛知県史』資料編13、織豊3（愛知県、2011年）205号。

〔付記〕

小稿は、静岡県地域史研究会平成28年（2016）7月例会において、同一タイトルで口頭発表したものを原稿化したものである。

